

福岡県公報

令和6年8月6日
第519号

目次

告示 (第495号 - 第501号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 3

公告

- 第53回採石業務管理者試験の実施 (工業保安課) 3
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) 4
- 落札者等の公示 (総務事務厚生課) 4
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 4
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 5
- 令和6年度屋外広告物講習会について (都市計画課) 5
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6

告示

福岡県告示第495号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年8月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	県道	筑紫野太宰府線	前	筑紫野市山家2079番1先から 筑紫野市山家2102番7先まで	11.0 ～ 33.9	38.5
			後	筑紫野市山家2079番1先から 筑紫野市山家2102番7先まで	10.7 ～ 27.5	38.5

福岡県告示第496号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年8月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年8月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	飯塚大野城線	大野城市乙金東二丁目1168番3先から 大野城市乙金東三丁目1217番13先まで

福岡県告示第497号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直 方	県 道	福 岡 直 線	前	直方市大字山部620番20先から 直方市新町一丁目666番3先まで	6.4 ～ 135.6	682.4
			後	直方市大字山部620番20先から 直方市新町一丁目666番3先まで	12.8 ～ 135.6	682.4

福岡県告示第498号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県 道	大 牟 田 植 木 線	前	大牟田市大字勝立227番8先から 大牟田市大字勝立282番1先まで	10.5 ～ 15.6	198.2
			後	大牟田市大字勝立227番8先から 大牟田市大字勝立282番1先まで	10.5 ～ 19.3	198.2

福岡県告示第499号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令

和 6 年 8 月 6 日 から 開始 する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	富 久 瀬 高 線	みやま市瀬高町本郷826番1先から みやま市瀬高町本郷1348番3先まで

福岡県告示第500号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
南筑後	県 道	大 牟 田 川 副 線	前	柳川市大和町中島996番1先から 柳川市大和町谷垣50番1先まで	7.2 ～ 54.6	5689.3	うち一般国道208号重用延長330.0メートル
			後	柳川市大和町中島996番1先から 柳川市大和町谷垣50番1先まで	7.2 ～ 54.6	5689.3	うち一般国道208号重用延長330.0メートル
			後	柳川市大和町中島996番1先から 柳川市大和町谷垣50番1先まで	4.0 ～ 54.6	5695.1	うち一般国道208号重用延長330.0メートル

福岡県告示第501号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年8月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年8月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	大牟田川副線	柳川市大和町皿垣開443番1先から 柳川市大和町皿垣開1503番1先まで

公 告

公告

第53回採石業務管理者試験を次のように実施する。

令和6年8月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 受験資格

特に制限はない。

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記による試験とし、試験科目等は、次のとおりとする。

ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）

イ 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

(2) 日時及び場所

日 時	場 所

令和6年10月11日（金曜日）
午前10時00分から正午まで

福岡市博多区吉塚本町13番50号
福岡県吉塚合同庁舎 8階 801会議室

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に受験票・写真票1部及び受験手数料8,100円を添えて、福岡県商工部工業保安課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「工業保安課」という。）に提出すること。

イ 受験票・写真票には、写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6.0センチメートル、横4.0センチメートルで、その裏面に撮影年月日、氏名及び年令を記載したもの）1枚を必ず貼付すること。

ウ 受験願書及び受験票・写真票の用紙は、工業保安課で配布する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して120円切手（1部まで。2部又は3部の場合は140円。）を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

エ 受験手数料8,100円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

オ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便（簡易書留郵便を含む。）にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、令和6年8月7日（水曜日）から同年9月20日（金曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までとする。

イ 郵便による受験申込みは、令和6年9月20日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者は、令和6年11月1日（金曜日）に発表する。発表は、福岡県公報に登載するほか、各受験者に合否の通知をして行う。

5 その他

受験手続その他の問合せは、工業保安課（電話092-643-3438）に対して行うこと

。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和6年8月7日から同年8月20日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和6年8月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
京築広域都市計画道路3・3・55-1号 国道201号バイパス線の追加
- 2 都市計画を変更する土地の区域
京都郡みやこ町勝山松田字芝原、字梨ノ木、字木船迫、字下沼田、字向棚田、字武士町、字溝堀、字鋤迫、字江後原及び字五反田、京都郡みやこ町勝山大久保字江後、字五反田、字中ヶ原、字小古野、字赤井、字アシヲ、字大王、字才毛、字森添、字橋詰、字一ノ町、字衣、字中津町及び字向衣、京都郡みやこ町勝山箕田字長丁、字上大坪、字コジ、字メナシ及び字山田、京都郡みやこ町勝山上田字メナシ、字カシ上、字上川原、字下川原、字ウト、字梅ノ木、字荒新地、字坂ノ下、字小坂ノ上、字ビタイセン、字原ヤシキ、字宮ノ本及び字宮ノ後並びに京都郡みやこ町勝山黒田字石ヶ沼、字福井無田、字中ノ原、字大田尾、字孫目、字持所、字庄屋塚、字赤田及び字小長田の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
みやこ町町長公室

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年8月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
表面形状測定システム（6備出1）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
令和6年7月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名
関東物産株式会社福岡支店
(2) 住所
福岡市中央区天神三丁目9番33号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
44,880,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和6年6月4日

公告

伊方土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する

令和6年8月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 退任理事

氏名	住所
高津 寛	田川郡福智町伊方539番地1
高津 康則	田川郡福智町伊方1191番地1

2 退任監事

氏名	住所
高津 隆晴	田川郡福智町伊方1160番地

3 就任理事

氏名	住所
松村 幸夫	田川郡福智町伊方933番地
高津 隆晴	田川郡福智町伊方1160番地

4 就任監事

氏名	住所
永末 義彦	田川郡福智町弁城1187番地

公告

鳥飼西田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和6年8月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
宮原 恭明	久留米市津福本町2134番地

2 就任理事

氏名	住所
熊丸 敏博	久留米市梅満町664番地

3 就任監事

氏名	住所
宮原 恭明	久留米市津福本町2134番地

公告

福岡県屋外広告物条例（平成14年福岡県条例第35号）第23条第1項の規定に基づく屋外広告物講習会を開催するので、福岡県屋外広告物条例施行規則（平成14年福岡県規則第55号）第15条第1項の規定により次のように公告する。

令和6年8月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開催の日時及び場所

開催期日	時間	場所
令和6年10月8日 （火曜日）	午前10時00分から 午後5時00分まで	福岡市博多区吉塚本町13-50 6階 吉塚合同庁舎 会議室（603A・603B）

2 講習の内容

- 屋外広告物に関する法令
- 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- 屋外広告物の施工に関する事項

3 受講資格

学歴、性別、経験の有無に関係なく受講できる。

4 受講手続及び受付期間

(1) 受講の申込方法

ア 受講申請書に住民票抄本及び受講申請手数料2,000円（福岡県領収証紙によること。）を添えて、最寄りの県土整備事務所に提出すること。ただし、福岡県領収証紙に代えて、キャッシュレス決済による納付も可能である。

イ 納入された受講申請手数料は、申込受付後においては、申込みを取り消した場合又は講習会を受けなかった場合でも返還しない。

ウ 郵便により受講を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受講申込みの受付期間は、令和6年8月19日（月曜日）から同年9月2日（月曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、福岡県の休日を守る条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日の受付はしない。

イ 郵便による受講申込みは、令和6年9月2日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 その他

受講手続等の問合せは、福岡県建築都市部都市計画課（電話092-643-3711）又は最寄りの県土整備事務所に行くこと。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年8月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和6年7月18日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオンモール筑紫野

(2) 所在地 筑紫野市大字立明寺434-1外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者

の氏名

変更前	変更後
イオンモール株式会社 代表取締役 岩村 康次 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	イオンモール株式会社 代表取締役 大野 恵司 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年8月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

（第二工区）糸島市志摩桜井字牛丁3987番1並びに字登り浦3928番2、3936番2、3943番及び3945番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市志摩桜井字釜戸3810番地

公益財団法人二見ヶ浦公園聖地

代表理事 水田 芳夫

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年8月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉市大字入地字奥原3398番1、3398番2の一部及び3398番3並びに字永町3404番1、3404番4、3404番6の一部、3404番7、3404番8、3408番、3409番、3410番、3411番1、3411番2、3412番、3412番2、3415番、3415番2、3416番、3417番、3419番、3419番2、3421番、3423番、3425番1、3425番2、3426番1、3427番、3430番1

及び3430番2並びに烏集院字申掛660番12、660番18、686番5の一部及び686番6から
686番8まで並びに字奥原687番3、687番4の一部及び687番6の一部並びにこれらの
区域内の道路である市有地の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都中央区晴海一丁目8番12号
東海運株式会社
代表取締役 松井 伸介